

違反対象物の 公表制度

運用開始
平成28年
4月から



違反公表制度とは

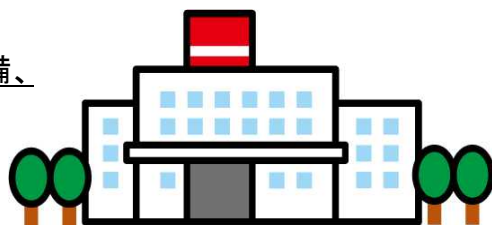
建物を利用する人が、建物に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反を、消防本部のホームページで公表する制度です。

＜公表の対象＞

特定防火対象物（百貨店やホテルなどの不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設などの火災が発生した場合に人命危険性が高い建物等）

＜公表の対象となる違反内容＞

建物に義務付けられた消防用設備のうち、①屋内消火栓設備、②スプリンクラー設備、③自動火災報知設備が設置されていない重大な消防法令違反。



＜公表する内容＞

①違反している建物の名称 ②違反している建物の所在地 ③違反の内容

＜公表までの流れ＞

消防の立入検査において違反を把握し、関係者に通知した後、14日を経過しても違反が継続している場合に公表します。

＜公表の方法＞

高槻市消防本部のホームページで公表します。

お問い合わせ

- ・消防本部予防課 TEL 674-7985（直通）
- ・中消防署予防係 TEL 674-7995（直通）
- ・北消防署予防係 TEL 687-0119（代表）